

第5期上田市障がい福祉計画及び第1期上田市障がい児福祉計画【素案】に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1 募集期間

平成29年12月20日（水）から平成30年1月5日（金）まで

2 意見集計結果

郵送	FAX	電子メール	各窓口	計
1	0	6	0	7

3 意見に対する市の考え方

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え方
1	第1章 2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方	高齢化率は上昇し、子どもと2世帯である高齢者の家族構成の割合は3割以上（第7期上田市高齢者福祉総合計画（素案）より）とあり、身体障がい者の高齢化率も高い。また障がいのある子どもをもつご家庭で親が同居している場合、二重介護の負担が考えられます。上田市として当事者と共に家族に対するマネジメントを行うことについて今後検討および計画記載されるとよいのではないかと感じました。	当事者のみならず家族を支援するという視点の重要性は認識しております。 （3）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方の中で、「相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要」と記載しています。
2	第1章 2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方	障がいをもつ親への育児支援については、取り組みが全行われておらず、障がいを持つ親は、家族の手を借りて子育てをするしかない状況に置かれている。まず、上田市内にどれだけ障がいをもつ親がいるか、実態調査を行うこと。その上で、障がい福祉計画第2章2の「障がい福祉に関する課題」にとりあげ、十分な居宅サービスの提供や、保育課と連携して優先的に保育園に入れるようにするなど、障がいを持っていても安心して子育てができるように取り組むこと。	当事者のみならず家族を支援するという視点の重要性は認識しております。 （3）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方の中で、「相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要」と記載しています。 なお、障がい福祉サービスの支給決定につきましては、家庭状況や障がい特性等、個々の状況を勘案して判断しています。

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え
3	第2章 2 (1) 障がいへの理解の促進について	障がい理解への意識啓発について考えるならば、幼保や小中学校で、地域の障がい児をなるべく受け入れることがスタートではないかと思えます。子供同士の正しい理解は、親世代、祖父母世代にも広がりが、小中学校は地域とのつながりも強いことから地域へも広がっていくのではないかと思えます。	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る観点からも、保育・子育て子育て支援担当・教育委員会部局とも連携し推進していくことを第4章 6 障がい児支援（4）サービス確保の施策において記載しています。
4	第2章 2 (4) 就労支援と雇用機会の充実について	障がい者の就労の一番の障壁は、障がい者に対する理解の不足ではないかと思えます。健常者と同じように得手不得手のあつる一人の人間であるという理解が広まることを願います。また、ハローワーク等で障がい者の個々の個性を企業に丁寧に説明していただき、マッチングとその後をサポートをしていただけるとありがたいと思えます。	障がい者に対する理解、マッチングとサポートの必要性について、いづれも重要であると認識しております。第3章 4 福祉施設からの一般就労への移行等（3）推進に向けた施策において掲載してまいります。自立支援協議会（ハローワークも参画）等において、関係機関と緊密に連携し着実に推進してまいります。
5	第3章 4 福祉施設からの一般就労への移行等	働く権利の実現 ①障がい者が働く権利を労働者と同じ権利を実現する。雇用保険と同じく就労支援を受けている障がい者に手当を支給する。（所得保障の意味を含めて）。一切の自己負担は徴収しない。 ②障がい者が通勤（通学）に移動支援が利用可能にする。就労の機会が拡大する。 ③就労に「自己通勤」の項目は破棄し、支援での通勤を可能にし、就労については企業内介助を福祉サービスで可能にする。	本計画は、国の基本指針に基づいて数値目標とサービスの見込量を策定し示すものです。障がい福祉の制度に関するご意見については、今後の障がい福祉施策の参考とさせていただきます。
6	第3章 4 福祉施設からの一般就労への移行等	就労支援においては、何のために誰のために行っているか今一度考えて頂きたいです。そして、しっかりと就労に収入に繋がるのか自分事に捉えて、より考えて頂きたいです。事業所の運営は大切ですが、一番は支援の対象者の生活・未来が大切だと思います。	障がい者等の就労支援については、（3）推進に向けた施策に基づき着実に推進してまいります。
7	第4章「障がい福祉サービス」の支給までの流れ	相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼しないサービスが受けられないように記載されているが、セルフプラン（相談支援事業者以外の者（本人や家族等）が計画の作成を行うこと）によるサービスの支給も可能である旨の記載が必要ではないか。	いただいたご意見を踏まえ「※セルフプラン（自分で計画をつくること）も選択可」を追加します。 なお、市では、第三者（相談支援事業者）による客観的な視点を確保するとともに、計画作成後のモニタリングを通じてきめ細やかな継続的な支援の観点から、相談支援事業者による計画作成を推奨してまいります。

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え方
8	第4章 2 訪問系サービス	育児支援も居宅介護の一部であるとされている。育児支援が必要な障がい者に十分な福祉サービスを提供できるようにするべきである。	居宅介護（家事援助）等の障がい福祉サービスの支給決定につきましては、家庭状況や障がい特性等、個々の状況を勘案して判断してまいります。
9	第4章 6 障がい児支援	障がい児の放課後対策については、早急に進めていただきたいと思えます。児童クラブでの受け入れは地域によって差があり、放課後デイサービスは飽和状態で毎日では利用できないことから、親が働くことをあきらめたり、共働きの家庭では複数の事業所を掛け持ちしたりといった話を聞きます。（同一意見 1件）	障がい児の放課後対策の重要性は認識しております。障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る観点からも、保育・子育て子育て支援担当・教育委員会部局とも連携し推進していくことを（4）サービス確保の施策において記載しています。
10	第4章 6 障がい児支援	1 か所に相談したたら関係部署につながる仕組みにはならないのか。	関係機関と緊密な連携を図ることを（4）サービス確保の施策において記載しています。
11	第5章 2 理解促進研修・啓発事業 9 移動支援（第4章 2 訪問系サービス） 1 4 社会参加支援事業	社会参加の推進 ①障がい者が地域社会の中で子供を生み育てる事が当たり前に出来る社会。障がい者が生み、育てる事に反対する意見が多い。安心して暮らせる支援。 一緒に外出する支援、地域社会の活動に参加出来る支援。（移動支援、同行援護支援の充実） ②福祉有償運送の負担軽減。タクシー補助券の利用。上田市外に住所を持つ障がい者の福祉運送の利用を可能にする。 ③介護保険利用の障がい者の社会参加を広げる。	障がいへの理解の促進と、障がい者の地域での自立生活及び社会参加の促進は、重要な課題です。当事者のみならず家族を支援するという視点を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等を活用し取り組めます。 なお、本計画は国の基本指針に基づいて数値目標とサービスの見込量を策定するもので、②については計画には位置づけませんが、今後の障がい福祉施策の参考とさせていただきます。
12	第5章 4 相談支援事業	ピアカウンセリングは、障がい者の生きる力を引き出す方法として大変重要なものである。上田市では、障がい者であってもその存在を知らないなど、十分に活用されていない実態がある。従って、上小圏域障害者総合支援センターに、常勤のピアカウンセラーを置くとともに、市役所においても、窓口相談に来た障がい者に対して、ピアカウンセリングやピアカウンセラーの説明を行い、上記センターのピアカウンセラーにつなぐこと。	障がい者自身の自己決定、自己選択の力を同じ障がいのある人同士で育み合い支え合うことは、仲間づくりとともに、地域で自立した生活を送るうえで重要なことであると認識しております。 いただいたご意見を踏まえて、ピアカウンセリングやピアカウンセラーの普及啓発について、（3）サービス確保の施策に追加します。

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え方
13	第5章 9 移動支援事業	移動支援については、「上田市移動支援事業実施要綱」において、実施内容の詳細の規定がないため、内容の可否の判断について市役所の担当者の個別の判断により行われている実態があり、公平性・透明性を欠く。従って、上記要綱を整備し、どのような際に利用できるのか、判断基準を明確にすること。	移動支援等の障がい福祉サービスの利用については、ご本人をはじめ関係する複数の支援者による個別支援会議を行い、家庭状況や障がい特性等、個々の状況を勘案して判断してまいります。
14	その他	医療費の窓口 無料化の早期実現をお願いいたします。	本計画は、国の基本指針に基づいて数値目標とサービスの見込量を策定し示すものです。個別具体的な施策の実施に関するご意見については、今後の障がい福祉施策の参考とさせていただきます。
15	その他	<p>地域生活</p> <p>①介護保険利用の障がい者の生活は障がいの状況に応じた支援を徹底する。介護保険の強制はしない。</p> <p>②介護保険利用申請しないで現行の障がい者サービス利用を望む場合は継続を認める。(同一意見 1件)</p> <p>③病院での介助はどの障がい者でも苦痛を強いられているため現行の障がい福祉サービスの利用を認める。移動支援、タイムケア等の利用も検討する。</p> <p>④介護保険の生活援助は短時間で利用でしかないのが現行のサービスの利用を継続する。</p> <p>⑤65歳以上の視覚障がい者の同行援護の推進、自宅での代筆、代読のサービスを実現する。</p> <p>⑥障がい者は65歳過ぎでの障がい者の権利を保持し、保障される。</p>	<p>本計画は国の基本指針に基づいて数値目標とサービスの見込量を策定するため、計画には位置づけませんが、今後、施策を推進するにあたり参考とさせていただきます。</p> <p>なお、65歳以上になられても、介護保険制度にない障がい福祉サービスについては利用可能です。障がい福祉サービスの支給決定につきましても、家庭状況や障がい特性等、個々の状況を勘案して判断してまいります。</p> <p>また、平成30年度の制度改正では、65歳になられても今までと同じ障がい福祉サービス事業所を利用できる共生型サービスの創設や利用者負担の軽減等が予定されています。</p>

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え方
16	その他	<p>交通アクセス等</p> <p>①利便性だけを追求し地域で暮らす障がい者を置き去りにした都市計画はしない。</p> <p>②歩車分離の横断歩道が視覚障がい者、車いす障がい者等に使いやすいかを必ず点検する。</p> <p>③新たに道路や建物を造るときには必ず計画の段階から障がい者の参加を集う。具体的には上田市の新庁舎建設。</p> <p>④サントミュージーゼの1階ホールの障がい者トイレは、行く途中の扉を開けてないと利用できない。楽屋にあるトイレを障がい者に解放できないか。車イス席を左右の隅ではなく中央の場所(ホクト文化会館のように)を希望。(同一意見 1件)</p>	<p>本計画は、国の基本指針に基づいて数値目標とサービスの見込量を策定し示すものです。個別具体的な施策の実施に関するご意見については、今後の障がい福祉施策の参考とさせていただきます。</p>
17	その他	<p>福祉用具の利用</p> <p>車いすが就労、通学以外に日常生活の利用に2台目の利用が認められない。電動車いすと介助用の車いすの利用、外出用と室内用の併用を認めるべきではないか。生活権侵害あるいはどのような生活を選択するかは個人の権限とする権利条約の精神に反するのではないか。生活の不便さを多くの障がい者が感じている。</p>	<p>本計画は、国の基本指針に基づいて数値目標とサービスの見込量を策定し示すものです。個別具体的な施策の実施に関するご意見については、今後の障がい福祉施策の参考とさせていただきます。</p>

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約してあります。